

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和元年度 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第1回（専門部会）子ども部会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議題 幼児教育の無償化
日 時	令和元年7月25日（木） 午前10時30分から正午まで
場 所	市役所2階 中会議室1・2
出席委員	部会長 小林 公平 委員 金城 和子 委員 鈴木 千尋 委員 副見 君雄 委員 相澤 加代子 委員 古谷田 美穂子 委員 高塚 和枝 委員 中山 知子 保育課 近藤 敬寿（廣瀬委員代理） 子ども支援室 棕野 航平（池田委員・村山委員代理）
欠席委員	委員 渡辺 梨絵 委員 池田 亜由美 委員 磯部 恵子 委員 金安 佳子 委員 小林 真奈美 委員 西原 裕哉 委員 廣瀬 康之 委員 村山 佐知子
事務局	齋藤 剛（障がい者支援課相談支援係長） 上野 慎司（障がい者支援課相談支援係主任主事） 吉岡 美由希（障がい者支援課相談支援係主事）
傍聴者	無し
議 事	令和元年度自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会第1回専門部会（子ども部会）の会議結果（概要）は、次のとおりである。
相談支援係長	1. 開会 令和元年7月25日午前10時30分、開会した。会議録作成のため録音機を使用することの了解を得た。渡辺委員及び池田委員、磯部委員、金安委員、小林委員、西原委員、廣瀬委員、村山委員が欠席することを報告 以降、小林部会長が会議を進行した。

小林部会長	部会長による挨拶
	2. 議題
	議題1 幼児教育の無償化
小林部会長	議題1について、事務局に説明を求める。
上野主任主事	議題1について、説明を行う。 現在、障害児通所サービスの利用者負担は利用料全体の1割で、所得により月額上限が設定される。非課税世帯は0円。幼稚園・保育園等の無償化に伴い、10月からは、3～5歳の利用者負担が無償化される。 既に7月15日付けの市報にも概要が掲載されている。また、就学前の児童発達支援等の利用者に対し、8月に案内チラシを送付し、9月に新しい受給者証を送付する予定となっている。
小林部会長	満3歳～5歳とあるが、対象者の定義を詳しく。6歳の子も含まれるか。
上野主任主事	就学前までが対象なので、6歳の子も含まれる。受給者証の中に無償化対象となる期間が印字される予定なので、そこで確認してもらえれば。
金城委員	ファミリー・サポート事業の送迎はどうなるのか。700円ほどかかるのは変わらないか。
近藤主事	預かりが含まれていれば無償化の対象となる。送迎のみは有料
金城委員	無償化の上限月額37,000円とはどういうことか。
近藤主事	無償化について認可保育所は利用料が無償となる。しかし、認可外保育施設等は施設ごとに利用料を設定しているため、一律無償にはできない。保育の必要性が認められた子で、認可外施設等を利用している場合、37,000円までを保護者に償還払いする仕組み 幼稚園については、施設型給付幼稚園（北部幼稚園等）は日中の預かりは利用料無償。他の私立幼稚園は、上限額25,700円まで無償（市ではなく、施設側が利用料を決めるため、完全に無償とならない場合もある。） 預かり保育を利用している場合は、上限11,300円まで補助（認定申請が必要）

古谷田委員	無償化されると、入所希望者が増えて保育所に入れないう子が増えるのでは、とニュースで言っていたが、野田市の待機状況等はどうか。保護者の中には、無料なら入れたいという人もいるのでは。
近藤主事	待機児童とは国の定義に当てはまる子のみを算出したものだが、それ以外に申込みをしたが入れていない子も野田市にはいるため、その解消に取り組んでいる。無償化による影響については予測できない。
小林部会長	今は利用料が安い幼稚園に人気が集まっているが、無償化されれば分散されるかもしれない。 ほかに意見がなければ、以後自由な情報交換・意見交換の時間とする。
金城委員	のだネットで年1回、田熊先生による発達障がいについての講演を開催する。発達障がいのある人には、学校や入所施設又は弁護士などともトラブルになるなど様々な人がいる。発達障がいに関する相談も可能なので、職員も都合が合えば是非参加してほしい。
小林部会長	田熊先生は応用行動分析が専門で話も分かりやすい、是非参加いただきたい。
相澤委員	身近で問題を起こす人について、対応方法など自分もいろいろ相談している。
高塚委員	人事異動により、新委員となったため、自己紹介
小林部会長	児童虐待について、児童家庭課でのこの頃の取組はどうか。虐待があったときや、疑いのあるとき、どういう対応をするか。「通報された」「こういうことをされた」と言って、児童家庭課をよく思わない親もいる。当該保護者には、児童家庭課に虐待通報をしたと伝えない方がいいか。それともケースバイケースか。
高塚委員	ケースバイケース。施設側で虐待発覚、あるいは疑いがあれば、児童家庭課から必ず保護者に調査はする。原則48時間以内(野田市は当日中)に調査をする。ただ、保護者が追い詰められてしまう場合(障がい児の母など)の対応は個別に検討している。
小林部会長	虐待の疑いがあると通報されて、48時間以内に調査が入るということが当たり前認識されていれば、通報された際の保護

	者の気持ちの負担も減るのでは。
高塚委員	障がい特性のある児の場合、小林さん（部会長）に相談したいという人は多くいる。今後保護者の相談先として協力してもらえると助かる。
小林部会長	自分たちの仕事は親の支援ではなく子供の支援。それをうまくできているので保護者からの信頼もあるのだと思う。保護者とうまくやりあうのは子ども支援室の役割になるのでは。
椋野主事	今、私がスクールソーシャルワーカーを兼務している中で困っているのは、発達に課題のある子が増えており、学校等を巡回していて支援機関につなげたい子がいたときに保護者が障がい受容できないと支援が進まないことがある。ある中学校で対応に困る子がいたが、母親は「うちの子だけじゃないでしょ」と言って取り合ってくれなかったことがある。
小林部会長	そういう子は、恐らく幼児期から今まで支援につなげられるタイミングはあった。しかし、発達障がいを持つ子は、ルーティンがうまくいくので、周囲の人や環境に慣れてしまえば課題も気付きにくくなる。特に中学生になると教科担任制になることで課題が表面化する場合がある。家庭では環境が安定しているため問題なくとも学校ではうまくいかなくなることもある。高機能の子の場合、特に親の受入れは難しいと思う。保健センターの健診で課題が発見されなければ、療育につながらないまま成長し、次第に対応が難しくなる。そのあたりの話は保育所でもあるのでは。
近藤主事	入所申請のとき、面談を行うためお子さんの状況はある程度把握できる場合もある。保育所と相談しながら、その子に合わせた受入れ体制を整えられるよう努力している。また、0歳から入所していて、年齢が上がるにつれて発達に差が出てくる子もいる。3歳児クラスは児童20人に対して保育士1人の配置が基本だが、クラス運営が難しい場合は加配で対応している。結局のところ、療育へつなげるには保育所と保護者との信頼関係が重要と感じる。
小林部会長	保育所の申請書には障がいについて書く欄はあるのか。
近藤主事	障がいも含めて、アレルギーやその他病気などを書く欄はある。
小林部会長	書くと保育所に入りにくくなると思う保護者もいるのでは。
近藤主事	そう思う保護者も少なからずいる可能性はある。しかし、それ

	<p>によって保育所に入所しづらくなることはないし、そういうことがあってはならないというのが保育課の考えであることは、この場でお伝えしておく。仮に親からの事前申出がなく、入所してから障がいなどが発覚した場合、分かった時点から対応を考えるため、保育所だけでなく、保育課も面談時の様子など入所の経緯を調べながら一緒に対応していく。</p>
棕野主事	<p>支援室では、今年度から新規事業でのびのび教室（野田と関宿2か所）を始めた。また、保育所や幼稚園への巡回を行い、連携して早期発見にも取り組んでいる。</p>
副見委員	<p>虐待については、あさひ育成園でも、「たたいてしまった」「強く言ってしまった」といった話を保護者からされることがある。あさひ育成園では1年目は母子通園のため、母と保育士、看護師がゆっくりと関わって関係を構築することができる。園であざなどを見つければ、親に必ず話はさせてもらっている。また、こだま学園の面談の中で親が不安定になっているのが分かったときも、あさひ育成園と情報共有している。特にこだま学園の相談支援専門員から話があるのがとても助かっている。相談員は、100人以上担当の子を抱えているが、一件一件を丁寧に関わっている。子どもの相談は、成人の相談より時間も掛かり大変である。こだま学園は児童のみの相談支援を行っているため困難事例も多く、こだま学園だけで担うのがこれ以上は難しいと感じている。</p>
小林部会長	<p>市で、相談支援事業を始める予定はないか。</p>
相談支援係長	<p>市の地域生活支援拠点で、基幹相談支援センターを設置する予定であるが、計画を作成する相談支援事業の実施予定はない。</p>
高塚委員	<p>先ほどの話の続きだが、虐待ケースで、他の機関につないだ方がよいケースがある。その中で、保護者が一番信頼しているのがこだま学園の小林園長という話はよく聞く。保護者を小林園長につなげさせてもらった方がよいケースもある。やはり市職員では、障がい特性に応じた専門的な助言等にも限界がある。</p>
相談支援係長	<p>以前こだま学園に通っていた児童の保護者へ、相談支援員から小林園長に相談してみることを提案された例もある。保護者はとても安心した様子だったと聞いた。</p>
小林部会長	<p>確かに、サービスの利用が終わっても相談が続いている人もいる。そういう人たちは問題が終わっていない。自分が相談を受けるのはいいが、困っている母親たちに、市としてももっといろいろ関わっていくべきでは。いつでも相談できる場所があ</p>

<p>相澤委員</p>	<p>るのが大切</p> <p>年齢が上がるにつれて対応は難しくなる。身体が大きくなって母親の力では対応できなくなってくる。いろいろ経験が増えたことで様々なことに興味を持ち、今までしなかったことを始めたりする。大きくなってからも相談できる場所があれば、母親も気持ちを落ち着けるし安心できる。</p> <p>虐待通報の話も、特別なことではなく、少しでも疑いがあれば必ず調査が入るものだとことを保護者も分かっていると、気持ちが違う。障がい特性によって、かんしゃくを起こしてどうにもならないときもある。いきなり職員が訪問してきても拒否的にならないように、あらかじめ知っておくことは大事</p> <p>中学校の親の話も、子が問題を起こしたとき、親ではなく学校が解決すべきと思っている保護者は少なからずいる。</p> <p>自分も言葉で言っても止まらないときは、押さえつけるなど虐待と思われるようなことをしてしまったこともある。こだま学園に通い始め、園の中では普通の子と同じように扱ってもらえたのがうれしかった。どうすればうまく子供とやり取りできるか、母子通園で学べた。親同士のコミュニティで情報をもらうこともできた。</p>
<p>小林部会長</p>	<p>今はこだま学園の母子通園はなくなっている（母子分離に切り替えるときの子の負担が大きいため）。また、障がいを余り重く受け止めない傾向がある。</p>
<p>古谷田委員</p>	<p>自分の子が小さいとき、通報されても仕方ないほど、泣き声・叫び声がひどかった。通報されるのは仕方ないとしても、通報者に虐待ではなかったと伝えるなども必要で、親には「大変だったんだね」と寄り添ってくれるようなフォローをしてほしい。</p> <p>親にとっては、虐待と疑われるのはとてもつらいこと。近所の人に通報されたのかもと不安になってしまう。</p> <p>中学校の子の件は、母親の理解を得られなくても、何とか支援につなげてほしい。</p> <p>話は変わるが、放課後等デイサービスの指標該当再判定とはどういうものなのか。サービスの利用要件が厳しくなるのか。</p>
<p>相談支援係長</p>	<p>子の利用の可否ではなく、報酬算定のために必要なもの。</p>
<p>上野主任主事</p>	<p>手厚い支援が必要な障がいの重い子を多く抱えている事業所に、多くの報酬が支払われるようにする仕組み。利用している子が不利になるものではない。</p>
<p>小林部会長</p>	<p>子の特性について、あらかじめ周りの人たちに伝えておけば、虐待を誤解されにくくなるのでは。</p>

高塚委員	御近所付き合いや地域の付き合いがうまくいってれば状況が理解されているだけに通報はされないと思う。どうしても地域から孤立している場合は心配で通報されることも多いと思う。
古谷田委員	近所の人に伝えたいが、どう説明すればいいか分からない。
高塚委員	ふだんの挨拶からでいいと思う。世間話をする中で、子の特性についても少しずつ話していく。おなかがすくと大声を出してしまうとか、独り言が多いとか。
古谷田委員	話しても全く分かってくれない人もいる。しかし、話すことで少しでも状況がよくなればと思う。
鈴木委員	無償化については、細かい部分はこれから色々出てくると思う。ファミリー・サポート事業も、1時間の中で預かりと送迎両方利用する場合など、まだ曖昧なところが多い。
小林部会長	これからも、縦割りではなくいろいろな情報共有してやっていければと思う。
相談支援係長	今後の開催の予定について説明を行う。正午、閉会した。